

1 豊川市一般廃棄物処理基本計画とは

豊川市（以下「本市」という。）では現在、令和2年3月に目標年度を令和11年度とする計画期間10年間の一般廃棄物処理基本計画を策定しており、令和7年度に概ね5年ごとの見直し時期を迎えています。一般廃棄物処理基本計画とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」により市町村が一般廃棄物の処理に関して定めなければならないとされている計画で、本市全域を計画対象として本市で発生する「ごみ」及び「生活排水」の適正な処理を進めるための基本的な方針を定めるものです。

〔ごみ処理基本計画〕

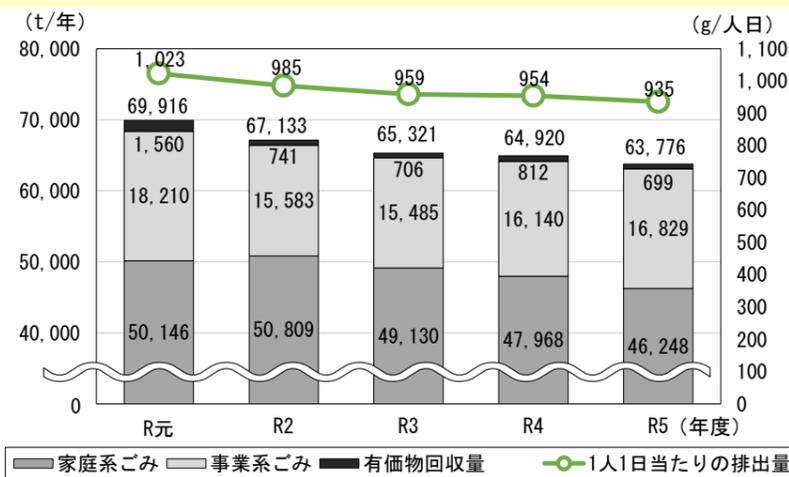
■ごみ排出量の目標値

- ごみ排出量原単位：870g/人日（令和11年度）
- 家庭系ごみ排出量原単位：500g/人日以下（令和11年度）
〔可燃ごみ：平成30年度比100g/人日削減（令和6年度）〕
- 資源化率：26%以上（令和11年度）

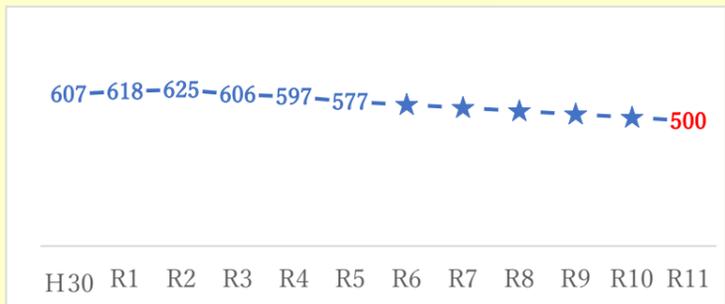
■ごみ排出量の実績及び目標達成時の推計

		実績		目標値
		平成30年度	令和5年度	令和11年度
家庭系ごみ	t/年	51,212	46,947	39,999
事業系ごみ	t/年	17,610	16,829	16,771
計	t/年	68,822	63,776	56,770
原単位	g/人日	1,012	935	863

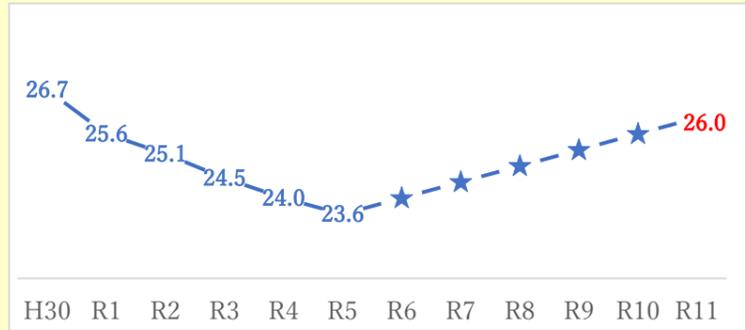
■ごみ排出量の実績（R元～R5年度）



■家庭系ごみ排出量の実績と推移（単位：g/人日）



■資源化率の実績と推移（単位：%）



■施策

- ①不要なものは断る（リフューズ）、ごみ排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）の推進に関する取り組み
- ②再生使用（リサイクル）の推進に関する取り組み
- ③4R推進に関する啓発事業
- ④経費削減、適正負担に関する取り組み
- ⑤ごみの適正処理に関する取り組み

〔生活排水処理基本計画〕

■計画の目標値

生活排水処理率：97%以上（令和11年度）

■生活排水処理形態別人口の実績及び推計

		実績		目標値
		平成30年度	令和5年度	令和11年度
1. 計画処理区域内人口	人	186,318	186,364	180,142
2. 水洗化・生活排水処理人口	人	172,642	177,718	175,873
(1) コミュニティ・プラント	人	0	0	0
(2) 浄化槽	人	27,527	22,736	22,962
(3) 下水道	人	142,271	152,311	150,332
(4) 農業集落排水施設	人	2,844	2,671	2,579
3. 水洗化・生活排水未処理人口（みなし浄化槽）	人	11,583	7,455	3,675
4. 非水洗化人口	人	2,093	1,191	594
(1) し尿収集人口	人	2,093	1,191	594
(2) 自家処理人口	人	0	0	0
生活排水処理率	%	92.7	95.4	97.6

注）「1. 計画処理区域内人口」は、行政区域内人口となる。
※令和元年度以降の人口は、ごみ処理基本計画の「人口の将来予想」で採用した将来人口を用いて推計しています。

■施策

- ①整備区域内の接続率の向上
- ②汲取り、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）の浄化槽への転換の推進
- ③浄化槽の適正管理の啓発
- ④処理施設の適正管理

2 諸条件の変化

- ◆令和元年10月施行 食品ロス削減推進法
普及啓発を始めとする食品ロス削減に関する施策の実施、食品ロス削減推進計画の策定（努力義務）
- ◆令和4年4月施行 プラスチック資源循環促進法
プラスチック資源の循環促進のため、市区町村による分別収集・再商品化の推進
- ◆令和6年8月 第5次循環型社会形成推進計画策定
資源や製品を循環的に利用し付加価値を創出する循環経済に移行し、気候変動、生物多様性の損失等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、地方創生、質の高い暮らしを実現する
- ◆令和6年度改定 豊川市環境基本計画

3 中間見直しに向けた方向性

- 食品ロス削減に向けた取り組み（「とよかわ食品ロス・トリプルゼロ！」等）を推進するため、ごみ処理基本計画に「食品ロス削減推進計画」を盛り込みます。
- 令和5年度577g/人日の家庭系ごみ排出量500g/人日以下（令和11年度）を達成するため、特に家庭から出るごみの半分を占める厨芥類35%、紙類20%（R5組成分析より）のさらなる削減のため、水切り、分別排出等を周知します。
- 令和5年度23.6%の資源化率26%以上（令和11年度）の実現と、資源や製品を循環的に利用し付加価値を創出する循環経済へ移行するため、ごみに区分しているものの資源化に取り組みます。
- ごみの減量化を推進するため、4Rの推進を継続します。
- 生活排水については、今まで通り適正な処理を進めます。

ご意見等は以下によりお願いします
○期限：令和6年11月25日（月）まで

○方法

- ①下記のQRコードにアクセスし、意見等を入力



- ②清掃事業課宛てEメールにて

seiso@city.toyokawa.lg.jp

- ③清掃事業課宛て電話またはFAXにて

電話 0533-89-2166

FAX0533-89-2197